第 36 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 30 年 1 月 24 日　午前 9 時 30分

浜田市役所 4 階　講堂　Ａ Ｂ Ｃ

1. 出席委員

１番　原田　義一　　３番　廣瀨　康友　　４番　近重　良治　　５番　林　　秀司

６番　三浦　万人　　７番　欠員　　　　　８番　小川　明人　　９番　佐々岡常喜

１０番　大谷　数義　１１番　齋藤　久行　１２番　橋本　安延　１３番　小谷　保雄

１５番　小松原常雄　１６番　三浦　寿紀　１７番　狹間　延雄　１８番　松山　純久

１９番　欠員　　　　２０番　川方　耕治　２１番　岡堂　正顯　２２番　三明多佳志

２３番　原田　和義　２５番　岡本　嗣喜　２６番　宮﨑　龍生　２７番　渡辺　弘之

２８番　大屋　　幸　２９番　渡邉　弘登　３０番　三浦　博文　３１番　岩地　正男

３２番　野上　省三　３３番　佐々木京子　３４番　玉田　　一　３５番　垰本　徹夫

３６番　徳田マスヱ

1. 欠席委員

２番　岡田　　勝　１４番　岡本　健治

２４番　神田　　進　３７番　岩田　　功

３.事務局出席職員

河野農地係長　　農林振興課　　岡本嘱託

会　　長　　　おはようございます。定刻の時間になりましたので、ただいまから第36回浜田市農業委員会総会を開催いたします。元来の通り、来月3月の任期でございますので、約1ヶ月あまりという時期になりました。どうか残りました期間、最大限農業のためにご尽力をお願いしたいと思っております。今、皆様方の方に署名簿を回しておりますと思いますが、これは県の農業会議の方から依頼がございまして、島根県農業農村振興協議会という組織がございまして、特に農業をしている者がこの協議会のメンバーなのですが、農業委員も皆それぞれこの協議会に加入している訳でございます。それで皆様方もご存知の通り、今参議院議員が合区になっておりまして、鳥取、島根で1名と言うスタイルでございますが、これの反対と言うことで署名をお願いしているわけでございます。もちろん、趣旨に賛同されます方につきましては、今署名簿を回しておりますけれども、18歳以上のご家族がおられましたら奥様なり子供さんなりも記名をお願いできたらと思いますのでよろしくお願いいたします。それから、会議が始まります前に、この1月10日に東京でございました、島根農業委員女性協議会と言うものが県にある訳でございますが、それの副会長をしておられます佐々木京子委員が出席をされておりますので、ここで報告をしていただきたいという事になっておりますのでよろしくお願いいたします。

第 33 番　　　（佐々木　京子　委員）

　　　　　　　すみません。貴重な時間をいただきましてご報告をしたいと思います。今回、東京に行ったのは各県の会長、副会長の集まりがありまして、東京の方で研修会がありましたので会長、副会長と農業会議の杉原さんと言う事務局の方と4人で参加してきました。それで東京での会で集まった事を地元に持ち帰り報告をしましょうという事を取り決めしましたので、今回報告させていただきます。その中で出てきたことを2、3点報告させていただきます。今回、新しく農業委員と推進委員という事で、報酬の格差、ここはありませんが推進委員の報酬が少ないなど報酬の格差があるために、農業委員と推進委員が一緒になって進めて行くべき農地の問題を、気持ち的にもうまく行かないところもたくさんあった様に思います。これは印象的に残りました。それと女性農業委員が女性ならではですが食育を進めるにあたって、農業委員と推進委員の男性委員と一緒になって進めていく所がたくさんありまして、それは良いなと一緒に活動していくことが大切だという話も出てきました。それと耕作放棄地を、そこの地域の農業委員と推進委員が一緒になって大豆を植えて、その大豆を使って味噌を作ったりして地元の小学校や地域の人たちに、豚汁などを作って振舞ったという様な活動をされた所も出てきました。結局、今後の活動として農業委員、推進委員と共に一緒になって活動していくことが大事だと、最後にはそういった話がありましたので、以上報告させていただきます。ありがとうございました。

会　　長　　　どうもありがとうございました。

それでは、本日の欠席は

２番　岡田　　勝　委員、１４番　岡本　健治　委員

２４番　神田　　進　委員、３７番　岩田　　功　委員

以上4名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、

３番　廣瀨　康友　委員、　５番　林　　秀司　委員

以上2名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

１７番　狹間　延雄　委員、１８番　松山　純久　委員です。

よろしくお願いします。

会　　長　　　では、議事に入ります。座って説明させていただきます。

議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　　農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議の上、農業委員会の議決をいただきたいと思います。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画

案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地

利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画

の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、45件、

143筆、179,031㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきま

しては、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしていると考

えております。公告日は1月29日を予定しており、利用権設定については開始

日を、2月１日以降としております。農用地利用集積計画案については以上で

ございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会　　長　　　以上で事務局の説明が終りました。皆様方の中でご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。

第 16 番　　　（三浦　寿紀　委員）

　　　　　　　16番、三浦です。16ページの38番39番あわせてですが、同じ島根農業振興

公社のものなのですが、二人ともこの集落では農地組合法人に加入されており

まして、かたや賃借料がある。かたや賃借料がない。というのは、何かどのよう

な違いがあるのでしょうか。

会　　長　　　はい。事務局の方でわかりましたら回答お願いいたします。

事 務 局　　　38番と39番で賃貸借と使用貸借…タダの差でございますが、すみません何

故かと言うのはわかりませんが、おそらく話し合いでこの様になったのだと思

いますが、その辺はハッキリわからないのが現実です。すみません。

会　　長　　　三浦委員、よろしいでしょうか。（はい。）

その他ございませんでしょうか。

第 3 番　　　（廣瀨　康友　委員）

　　　　　　　2番、廣瀨です。この前から出てきているのですが、振興公社を間に通して、

これが耕作するわけではないので、また振興公社と耕作者とが利用権設定する

訳ですよね。この間、私の記憶では公社を通すという事は、昔は耕作料金などを

振興公社が立て替えて10年契約だったら、10年分全部耕作者に一括して支払っ

たり、売買する場合であれば、振興公社に通すと登記面で何かとかがあったと

思うのですが、振興公社を間に通すという事は何の利点があるのでしょうか。

会　　長　　　はい、事務局の方でお願いいたします。

事 務 局　　　公社の方を通すとですね、メリットがあります。そのメリットと言うのが、集

積に応じてお金が出ます。個人にではなく、地区にですが集積率に応じて、その

地域にお金が出るとか、それから個人に出る場合も正確には農業委員会が絡ん

でないので分からない事もあるのですが、引退といいますか、1反以上を残して

残りの農地全てを公社の方に任せるという様な事をされると、その方に公社か

ら補助金が出たり、何年間か税金が安くなったりとかのメリットがあるという

様な事があります。あとそれから、売買。ここにあるのは賃借ですが、所有者を

経由して農地を売買した場合とかにも、買われる方の不動産取得税が安いとか、

そう言ったメリットがあるとは聞いております。

第 3 番　　　（廣瀨　康友　委員）

　　　　　　　そういうのがあったり、登記も何か公社がしてくれるんじゃないですかね、

売買の場合は。

事 務 局　　　売買の場合、登記は公社がするのですが、実際には市がやっております。

第 3 番　　　（廣瀨　康友　委員）

　　　　　　　その時に司法書士に頼むと高額な金額がかかりますよね。そういう面も免除

されるのですか。昔、聞いたことがあるような…。

事 務 局　　　通常自分の田んぼとかは、基本自分でやろうと思えば、自分でできますが、基

本、他人の土地を登記する場合は、司法書士や市とかでないと出来ないと

なっ

ておりますので、公社の場合、結局のところ市の方へ嘱託登記と言うのですけ

れども、市の方で登記するよう指示が出てきますので、こちらが全て公用で登

記の手続きをしています。

第 3 番　　　（廣瀨　康友　委員）

　　　　　　　わかりました。

会　　長　　　よろしいですかね。その他なにかご質問等ございませんでしょうか。

無いようでしたら、採決に入らせていただきます。

今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いし

ます。

委　　員　　　～全委員、挙手～

会　　長　　　ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたのでそのように

処理いたします。

会　　長　　　続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　　農業委員会等に関する法律、第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは、農地法第3条申請についてご説明いたします。農地法第3条申請

では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の

設定、移転などについて審議いただきます。総会資料3ページからになります。

また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧く

ださい。

１号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧くだ

さい。申請地は、内田町の畑です。場所は浜田市立美川小学校から約820m北東

の、上内田町内です。この申請は、譲受人が無償で申請地を取得するものです。

このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は26ａ余りとなり、下限面積

基準を満たしております。

続きまして、2号について説明します。申請地は、資料5ページ、図面番号②

をご覧ください。申請地は、旭町木田の畑、外1筆の畑です。場所は、木田郵便

局から約730m北東の、山ノ内行政区です。この申請は、譲受人が売買で申請地

を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は91ａ余

りとなり下限面積基準を満たしております。また、取得後のすべての農地を利

用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会　　長　　　ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、6番、三浦委員お願いします。

第 6 番　　　（三浦　万人　委員）

　　　　　　　6番、三浦です。現地確認いたしまして、写真の通りでございます。別に問題

はないと思われますのでよろしくお願いします。

会　　長　　　2号につきまして、31番、岩地委員お願いします。

第 31 番　　　（岩地　正男　委員）

　　　　　　　31番、岩地です。この○○さんも以前からずっとやっておられて、金城で○

○も売っておられましたし、この○○さんというのは7、8年前に旭町に来られ

て結婚されておりまして、立派にやっておられますので問題ないと思います。

よろしくお願いします。

会　　長　　　以上で、第3条申請について、2件全ての説明が終わりました。皆様方から何かご意見なり、ご質問なりございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 　 員　　　～挙手、多数～

会　　長　　　ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会　　長　　　続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　　それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。農地法第4条申請

は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資

材置き場などの用途に転用したいというものです。

１号について説明します。資料の方は7ページ、図面番号③をご覧ください。

申請地は、下府町の田です。場所は、JR下府駅から約300m南の、下府7町内で

す。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、駅よ

り概ね300m以内のため、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申

請地をのちほど5条申請の所でお話ししますが、○○○○施設の駐車場とする

ものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号④

をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は、JR下府駅から約360m北

の、下府5町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居

地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場と

するものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして3号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号⑤

をご覧ください。申請地は、下府町の田です。場所は、JR下府駅から約470m南

の、下府6-1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地

域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を貸駐車場と

するものです。なお、申請地がすでに貸駐車場に転用されており、始末書の提

出がありましたので、総会資料10ページに掲載しています。周囲に農地はな

く、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして4号について説明します。申請地は、資料11ページ、図面番号⑥

をご覧ください。申請地は、三隅町井野の畑です。場所は、周布地集会所から

約350m南西の、周布地町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の

地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を墓地にす

るものです。周囲は自己所有地であり他の農地への影響はないものと思われま

す。

農地法第4条申請については、以上4件です。

会　　長　　　ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員から

補足説明がありましたらお願いします。

１号から3号につきまして、22番、三明委員お願いします

第 22 番　　　（三明多佳志　委員）

　　　　　　　22番、三明です。只今の事務局の報告の通り、1号、2号、3号は問題ないと

思われますのでよろしくお願いします。

会　　長　　　4号につきましては、8番、小川委員お願いします

第 8 番　　　（小川　明人　委員）

　　　　　　　8番、小川です。先般、15日に事務局と現地を確認しました。その時は、ちょ

うど雪でポールも立っていたのですが、全く分からないような状況でした。で

すが若干、野菜があるなと言う感じだったという事は見受けられました。また

後日、雪のないときに自分が確認に行きました。それで家の方と話をしたので

すが、今現在ある墓は遠いと、寄せ墓もしていないので大変だという事で、こち

らに移したいというお話でした。やむを得ないと思いますのでよろしくお願い

します。

会　　長　　　以上で、第4条申請について、4件全て説明が終わりました。皆様方から何かご意見なりご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 　 員　　　～挙手、多数～

会　　長　　　ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会　　長　　　続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　　それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、戻りまして資料7ページ、図面番号③

をご覧ください。申請地は、先ほどと同じJR下府駅から約300m南の、下府7町

内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、駅

よりおおむね300m以内のため、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的

は、申請地にドッグラン施設を建設するもので、他の農地への影響はないもの

と思われます。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料13ページ、図面番号⑦

をご覧ください。申請地は、三隅町河内の畑、外1筆の畑です。場所は、三隅郵

便局から約1km南東の、下河内町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区

域外の地域で第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に仮設

住宅を建設するもので、周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思

われます。

続きまして3号について説明します。申請地は、資料14ページ、図面番号⑧

をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、市立浜田東小学校から約

650m東の、上府伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準

工業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人

住宅を建設するものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと

思われます。

続きまして4号について説明します。申請地は、資料15ページ、図面番号⑨

をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。場所は、浜田市立陸上競技場から

約280m北東の、長沢4-1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内

の第2種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請

地に個人住宅を建設するものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はな

いものと思われます。

続きまして5号について説明します。申請地は、資料16ページ、図面番号⑩

をご覧ください。申請地は、治和町の田です。場所は、JR周布駅すぐ前の、治

和2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の商業地域で、第3種

農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもの

です。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第5条申請については、以上5件です。

会　　長　　　ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

１号につきましては、22番、三明委員お願いします。

第 22 番　　　（三明多佳志　委員）

　　　　　　　22番、三明です。事務局の報告、説明の通りですのでよろしくお願いします。

会　　長　　　2号につきましては、34番、玉田委員お願いします。

第 34 番　　　（玉田　　一　委員）

　　　　　　　34番、玉田です。本冊の13ページに図面が出ておりまして、それから写真の

方は3ページの7番でございます。見られますとお判りのように、全体的に広

い敷地になっていますが、網かけしている部分だけがまだ農地で残っている、

ただの雑種地だそうです。今回仮設住宅を建てられますのが、この全体の敷地

でされたいという事でございまして、以前もここにそう言った物が建っていた

経過もございますので問題ない、やむを得ないと思いますのでよろしくお願い

します。

会　　長　　　3号につきましては、28番、大屋委員お願いします。

第 28 番　　　（大屋　　幸　委員）

　　　　　　　28番、大屋です。先日、事務局と一緒に見に行きました。周りにも住宅が建

っていますので、別に異常はないと思います。よろしくお願いいたします。

会　　長　　　4号につきましては、17番、狭間委員お願いします。

第 17 番　　　（狹間　延雄　委員）

　　　　　　　17番、狭間です。現地を見ましたが、こちらが宅地になっているのですが、

少し宅地が足りないという事で、ここを宅地にしたいという事で問題ないと思

いますのでよろしくお願いします。

会　　長　　　5号につきましては、20番川方委員ですが、本日欠席ですので、事務局の方

からお願いします。

事 務 局　　　川方委員と確認をしております。毎月のように4カ月連続でこの辺りが、場

所を変えて一戸ずつ出ているのですが、問題はないと聞いておりますので報告

します。

会　　長　　　以上で、第5条申請について、5件、全て説明が終わりました。皆様方から何かご意見、あるいはご質問がございましたらお願いします。

第 8 番　　　（小川　明人　委員）

　　　　　　　8番、小川です。ちょっとお尋ねしますが、2号の仮設住宅という事は、要するに期限か何かあるのですか。

会　　長　　　はい。事務局の方でお願いいたします。

事 務 局　　　はい、あります。一時転用という事になります。この資料の方にはないです

が、許可日から平成33年の4月30日までという事で、中電の第2工事、2号機

の工事が、おそらくこのくらいまでには終わるのではないかと思いますので、

約3年と3カ月くらいの間借りるという事で、転用も3年の間の転用というこ

とになります。

会　　長　　　小川委員、よろしいでしょうか。（はい。）

その他ご意見等ありましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請につきましてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 　 員　　　～挙手、多数～

会　　長　　　ありがとうございました。以上で、農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会　　長　　　続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　　それでは、公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。

１号について説明します。資料18ページ、図面番号⑪をご覧ください。届出

地は、三階町の畑です。場所は、市立石見公民館細谷分館から約30m南の、三階

町3町内です。この届出は、平成30年2月1日から平成30年3月26日までを

廃土期間として、平成29年度市道今井迫長見線災害防除工事、その2工事で発

生する廃土で、届出地を埋め上げ、工事後には農地として整備されます。なお、

この場所は、昨年6月の総会で、一度公共廃土処理届で報告した場所ですが、

今回、新たに別の工事で発生した残土を追加で埋め立てをすると言うものです。

以上、報告します。

会　　長　　　その他、事務局からありましたらお願いします。

事 務 局　　　別添、事務連絡をご覧ください

2月の総会についてですが、先月お話しいたしました、2月の最後の総会です

が、2月23日(金)PM3時からこの場所で開催いたします。

事務局からは、以上です。

会　　長　　　その他、全体を通じて何かご意見等ありましたらお願いします。

ご意見等無いようですが、開会で申しました様に、あと1カ月でございます。

どうぞ皆様方のそれぞれの持ち場でのご検討をお祈り申し上げております。

以上を持ちまして、第36回の総会を終わらせていただきます。ありがとうご

ざいました。

終了　午前 10 時 25 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

　　議　　　長

　　委　　　員

　　委　　　員